

広島藩における農政に関する 基礎的考察(2)

——「芸備郡要集」にみる享和期農政の動向——

勝 矢 倫 生

はじめに

宝永期から享保期に及ぶ藩主吉長による藩政改革が挫折した後、広島浅野藩政の主眼は膨張する財政支出を収縮させ、累積していた藩債を解消することに置かれた。すなわち、宝暦2年(1752)、吉長の封を継いだ宗恒、同13年(1763)、このあとを襲封した重晟は徹底した政務の簡素化と綱紀の粛正をはかり、藩財政の再建をめざしたのである。

その後、こうした財政再建策は一応の成功をみ、続く藩主斉賢は国産開発を推進し、専売制の強化を実施した。藩政の基調は緊縮政策から文化・文政期をピークとする殖産興業政策へと転じられていったのである¹⁾。

本稿は広島藩政がまさにこうした転換期を迎えつつあった享和期に、一藩役人の手によって書かれたといわれる地方書「芸備郡要集」の分析を通して、郡方役人の年中所務および租税徴収方法を考察し、19世紀初頭における広島浅野藩の農政に関する基本姿勢と同時期における藩制下農村の動向を検討することをめざすものである。「芸備郡要集」は先に検討した地

1) 詳細は『新修広島市史第2巻』344～51・360～68ページ、後藤陽一『広島県の歴史』山川出版社 昭和47年 138～42ページ、土井作治「広島藩の宝暦改革と大坂市場」(後藤陽一編『瀬戸内海地域の史的研究』福武書店 昭和53年 所収)等を参照。

方書「芸州政基」とは異なり²⁾、きわめて実務書の色合いが強く、郡村支配の現場指導書とも言うべき内容をもっている。本稿においては、こうした「芸備郡要集」のもつ性格にも充分留意を払いつつ考察をすすめていくことにしよう。

II

考察を始めるに先立って、まず「芸備郡要集」（以下、「郡要集」と略記する）に掲載されている主要な郡方年中所務を表1として示しておく。これによって享和期に実施されていた広島浅野藩における月例の農政の実務内容をかなり明確に把握することができる。広島藩における農政所務は例年における月例行事としてその大半を掌握できるほど職掌分担の明確化と機構整備が進展していたのである。

表1 広島藩における享和期の郡方年中所務

| | 所 務 の 内 容 | 担 当 |
|--------|-----------------------|-----------------------------|
| 1 月 | 土免採用の令達 | 藩主→郡廻り (藩主江戸在住の年は年寄→郡廻り) |
| | 土免採用の触状作成・加判の上、 達し | 郡廻り→代官 |
| | 土免採用の村々への触れ出し | 代官→村方 |
| | 唐物・抜荷改等の書付け提出 | 代官→郡廻り |
| | 米蔵・銀蔵本切手仕替 | 蔵奉行↘代官→勘定所 銀奉行↗ |
| | 支配銀勘定帳の提出 | 代官所→郡奉行 |
| | 往來銀勘定帳の提出 | 代官所→勘定奉行 |
| | 普請見分 | 代官・手付出郡 |
| | 普請見分書の提出 | 代官↗郡奉行 勘定奉行 郡廻り↘ |
| | 普請積帳の提出 | 代官→勘定所 |

2) 「芸州政基」において構想されている農政の基本的構造については、拙稿「広島藩における農政に関する基礎的考察(1)——「芸州政基」にみる享保末期農政の基調——」(関西大学『経済論集』第28巻 第1～4合併号 所収)を参照。

| | | |
|----|--|--|
| 1月 | 広島町竈見分 | 大年寄組下巡廻 |
| | 景気書の提出 | 大年寄組下→広島町奉行→藩主 |
| 2月 | 貯麦貸米銀勘定帳の提出 | 代官所→勘定所 |
| | 借状の提出 | 代官所↗蔵奉行 ↘銀奉行 |
| 3月 | 種未利足前年取立勘定帳の提出 | 代官所→勘定所 |
| | 諸運上銀勘定帳の提出 | 同上 |
| | 配知差紙の達し | 勘定奉行→代官所 |
| | 關取り帳の公布 | 代官所→給人 |
| 4月 | 免組の決定 | 代官（免組の案を作成・2月）→郡廻り→勘定奉行（協議）→年寄（裁決）→郡廻り（ただし、これらの作業はほとんど4月までに終了していた） |
| | 印免・免目録の公布 | 郡廻り→代官 |
| | 免目録の提出 | 代官↗勘定奉行 ↘郡奉行 |
| | 免状および門張りの作成・公布 | 代官→村方（庄屋） |
| 5月 | 麦帳の受理 | 村方→代官所 |
| | 麦毛上見分 | 代官・手付出郡 |
| | 麦目録・見分書の提出 | 代官→勘定所 |
| 6月 | 年貢皆済勘定帳の提出 | 代官所→勘定所 |
| | 粍歩米・職人水役銀・小物成・札役銀・厘米・竹代銀・蒲刈繫船米などの半方取立て | |
| | 社倉貯麦取立て・封印の見分 | 歩行目付・代官所役人出郡 |
| 7月 | 宗門改帳の作成・提出 | 村方（庄屋）→郡元役所 |
| 8月 | 宗門改め | 宗旨奉行出郡 |
| | 浦辺蔵所の請米開始 | 浦辺蔵奉行・米蔵算用改・勘定所番組出張 |
| | 免相決定のための枱突 | 代官所手付出郡 |
| | 見付願査定のための枱突 | 郡廻り・代官・歩行目付・小人目付 勘定所役人出郡 |
| 9月 | 粍歩銀・職人水役銀・小物成・札役銀・厘米・竹代銀・蒲刈繫船米などの半方取立て | |
| | 年貢米収納催足 | 代官所手付出郡 |

| | | |
|-----|---------------------|---------------|
| 10月 | 年貢米収納催足の継続 | 同上 |
| 11月 | 年貢払中勘定 (年貢皆済の催足) | 代官所役人出郡 |
| | 初雪注進 | 佐伯郡上田家給知吉和村より |
| 12月 | 備荒食糧保管に関する書付けの受理 | 村方→代官所 |
| | 普請願・夫積帳の受理 | 同上 |
| | 諸運上銀の最終的取立て | |
| | 諸貸物の取立て | |

「芸備郡要集」(『廿日市町史資料編Ⅱ』所収) 79～93ページ、および「芸藩志拾遺」2(『広島県史近世資料編Ⅰ』所収) 262～91ページによって作成

まず、1月における農政の実務から検討していくことにしよう。当月には土免採用の令達が実施された。広島浅野藩において土免は慶安3年(1650)に、蔵入地・明知で実施を命ぜられ、給知では延宝3年(1675)から実施にうつされたが、給知全体に及ぼされるにはその後かなりの時間を要した。福島時代においては、前年の豊凶によって作付け前に免を定める春免とその年の作柄をみて収穫時に免を定める秋免とが併用されていたが、これが浅野藩政期に至り、徐々に春免に統一されていったのである³⁾。春免を土免と称するのは、「土御免と申事ニ而作毛之善悪ニ不拘土地へ居へ候心歟⁴⁾」ということであり、前年度の作況を参考に免率を定めるのであるから、ほとんど定免取と変わるところがなかった。この点については「郡要集」も

夫ニ而ハ唱のミにて定免も同じ事故、豊凶ニ寄上ケ下ケハ有之候得共、土地へ免を附被置候事故、假令不作ニ而も其年ハ土地之建りを以て年貢被召上、今年之不作者来年之土御免下ケ被下候建リニ相成居候得

3) 永井弥六「広島藩における年貢米の払い方」(永井弥六『広島藩の庄屋』所収) 97ページ。

4) 「芸備郡要集」(『廿日市町史 資料編Ⅱ』所収) 51ページ。なお、本稿の考察に当って「芸備郡要集」はすべて天保10年書写による渡辺通家所蔵本を底本とした『廿日市町史 資料編Ⅱ』所収のものを用いた。以下、参照・引用箇所はページ数のみを提示する。

共、宜敷作_二而も翌年免上ヶ候様にも容易_二難取斗ものゆへ、所詮大概之事_二て年々之組上げ下げ無之⁵⁾。

と述べている。

さて、この土免制採用の令達は例年のことであった。藩主が国許に在住している年は、藩主自らが登城してきた郡廻りにこれを達し、江戸在住の年には、年寄がこれを代行するのが慣例となっていた。この後、郡廻りはこの旨の触状をしたため、加判の上、代官に達し、代官はこれを受けて村々へ触れ出すことになっていたのである⁶⁾。

同じく1月には、米蔵・銀蔵本切手仕替が実施された。米蔵・銀蔵発行の請切手ないしは受取手形を郡ごとの請切手へと書き改めるのである。これに至る手順を簡単に説明しておこう。広島藩においては、米納・銀納にかかわらず、原則として11月末日が年貢納入期限となっていた。年貢納入を果たした村は、その証書として米蔵発行の請切手ないしは銀蔵発行の受取手形を受け取り、これらをまとめて払目録とともに所轄の代官所へ提出しなければならなかった。これを受けて、代官は翌年の1月から3月の間に郡中を一括した勘定目録を作成し、一方では、村方から受け取った請切手ないしは受取手形を米蔵・銀蔵の各々から各郡1枚ずつのものに書き改めてもらい、それらを勘定所に提出し承認を受けることになっていたのである⁷⁾。

さらに、1月には往来銀勘定帳の提出が行なわれた。往来銀勘定帳とは「前年御代官初并手附出郡度每往来人馬賃并米代銀⁸⁾」の書上帳である。藩役人が郡村を巡廻する際、その人馬賃銀と賄代が藩府から給付されたのである。これらは銀蔵から前貸する形がとられ、前年度分の勘定帳が当月に出され、各郡からも同様に勘定帳が出された。享和期において、実際のどの程度の人足賃銀および賄代が出たかをみると、代官出郡の場合、

5) 同上

6) 同 79ページ。

7) 『新修広島市史第2巻』231ページ。

なお、この手順は種米の利足についても同様であった。

8) 「芸備郡要集」80ページ。

人足賃・賄代とも上下5人分の費用が給付され、人足賃については不明であるが、賄代は1人米3合となっていた。村方がこの費用を負担するのであって、年々夫割として銀納で徴収された⁹⁾。かなり時代が遡るが、宝永元年(1704)における賄代の村方負担額を永井弥六氏の研究によって表2として示しておこう。

表2 宝永元年(1704)におけを賄足し銀 (単位 匁)

| | 薪 | 野菜 | 油 | 計 | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| 代官・郡廻り・山奉行・宗旨奉行 | 1.5 | 0.5 | 1.0 | 3.0 | 但1日1夜賄 |
| 村廻 御歩行・山方 | 0.5 | 0.2 | 0.5 | 1.2 | 〃 |
| 下 代 | 0.4 | 0.2 | 0.5 | 1.1 | 〃 |
| 御小人飛脚 | 0.3 | | | 0.3 | 相宿のときは1人につき1分増し |

永井弥六『広島藩農村考』昭和28年 郡山文庫 85ページによる。

その後の状況は「郡要集」の

(註)
 右賄方の義前々々兎角肥過ぎ下方物入多く相成候ニ付、軽く取斗候様にと前々より度々制し有之候得共、宿々は皆村役人・大株もの・有徳家これある事に仕、輕僦ニも不仕、或者詣も有之、終には鼯負偏頗の沙汰ニも陥り、賄路筋にも当る故、右賄方者段々示有之事与見へたり。宝曆年中者一汁無菜ニも相成、其後亦一菜、所有合の野菜一品を用候様ニとの事ニて、不絶不溢様の御示し有之事と見えたり¹⁰⁾。

という記述によってある程度知ることができる。すなわち、役人の出郡の際の賄は、とにかく華美に陥る傾向があり、供給に流れ賄路にまで至ることがあったので、宝曆期においては、役人賄がついに一汁無菜にまで制限されたのである。藩主宗恒による緊縮政策の徹底ぶりがうかがえ興味深いものがある。

1月における重要な代官所所務としては、この他に普請見分があった。

9) 同上

10) 同上

奥筋の雪が深い年やこの月に他の所務が立て込んでいる年には2月・3月に延ばされることもあったが、通例は当月に実施された。この普請見分について「芸州政基」は次のように説明している。

普請見分之事

何年早春之頃御代官下役召連郡^(郷)並罷出、前年之内^ノ願出置候普請所見分いたす也。井手・川除・溜池・樋橋・荒所起し地・開地・其外品々普請之夫積・損益・緩急等相しらへ申事也。其内ニ夫役等も其村としてハ過分之普請所ニ候へハ、郡中^ノ越夫遣し候事もアリ。多ハ井手組と唱て五ヶ村三ヶ村ほとツム、同じ井手水を受候様之近村などは、左様之川筋ニ付普請などは夫役も組合限ニ而割賦いたす所もアリ。いつ方ニ而も仮初之普請所ニ而も越夫を願出候へとも、越夫ヲ容易ニゆるし候へハ、十石ニ而調候夫役ニ十五石役も入候様ニ不始末ニ成、第一いつれの村々も越夫願出候様ニ移り候付、越夫之願ハ大かたにて先ハゆるしかたく、尤近年ニ而ハ自村として調かたき普請ニ候へハ、多クハ上^ノ夫飯米被下様ニも相成、越夫之割賦只今ニ而ハ稀也¹²⁾。

これによって、享保末期における村落内での普請実施に要する手続きの概要を知ることができる。すなわち、村方でなんらかの普請を実施するに当たっては、前年から藩府にその願い出を出しておかねばならない。翌年の1

11) 同 80～81ページ。

12) 「芸州政基」一普請見分之事一 <『広島県史近世資料編Ⅱ』（以下、『近世資料編Ⅱ』と略記する。）所収> 786ページ。

なお、文中の荒所起しとは、水害その他によって荒地となってしまった田地を井堰・雨地などを築造することによって旧に復する作業をいう。（永井 前掲『広島藩の庄屋』18ページ）広島藩においては、寛永15年（1638）、正保3年（1646）度の検地以降、村高は固定されたままであったので、荒所には実際の毛付がなくとも年貢が賦課され、その分は村民共同の闢高となっていた。そのため藩内各地の村落で農民自身の手により荒所を毛付地に復すべく荒所起しが実施されたことが知られている。

広島藩における溜池および井堰築造の歴史については、溪口誠爾・花谷 武『広島県の溜池と井堰—土地に刻まれた歴史と人物—』たくみ出版 昭和51年 を参照。

月に代官が下役と共に郡に出郡し、これを見分した上で許可する。その際、おおよその普請に要する人夫数を見積もり、1村あるいは1郡では負担が過重な場合には越夫を出させる。越夫とは他郡の村落から人夫を調達することである¹³⁾。ふつうは同じ井手水を利用している村落間で井手組を形成しているので、組合内で適宜夫役を割りつける。ただし、願い出次第に越夫を命じるようなことはない。越夫を放任すれば、それだけ各村落の夫役負担が増加するからである。また、大規模な普請には藩から夫飯米が給付されていたことも知られる。

広島浅野藩では、勸農政策の一環として灌漑用水の整備に意を用い、早くも寛永期頃から、樋木調達のために材木はもとより大工・釘・かすがい等を藩府から、給知村の場合には給主から支給する政策を打ち出していた¹⁴⁾。他郡からの越夫を仰がせてまで村方に普請を行なわせたのも、灌漑施設を整備し、荒地を旧に復し、新開地を増加させ、結果として毛付畝高の増加をはかり、最終的には年貢収納量の増加をめざした政策の一環であったに他ならない。

ところが、「郡要集」における普請に関する記述をみると、村方による普請に対してかなり消極的な見解を示していることが知られる。越夫に関しては「芸州政基」も必ずしも望ましいものとしてみていないことは文面から察せられるが、普請入用の支給も可能ならば断念させるように仕向するように説いているのである。すなわち、普請見分を行なう役人は、村方か

13) 『新修広島市史第3巻』126ページ。

14) 一、在々樋木調候事、蔵入は大工・釘・かすがいを可遣候。材木之儀者 其勝手へ乃山にて百姓に可申付候。給人方は其所之給人より大工・釘・かすがい出し可申。材木之儀者 蔵入同様に可申付事。<「浅野長晟申渡覚」寛永5年(『新修広島市史第7巻』所収)120ページ 史料番号205>。

なお、村方による藩有林からの普請用材の伐り出しに要する手続きとその事例については、拙稿「広島藩における林野政策に関する基礎的考察(1)——林野支配に関する職制と林野利用の状況把握を通して——」(『尾道短期大学研究紀要』第28集所収)109~111ページを参照。

ら普請願いが出された場合、村方が1村内で済ませられる普請でも借銀¹⁵⁾・郡割を申し出ていないかどうか、要求を達成するために手付に阿ね取り入っていないかどうかを充分吟味する必要があるとしている。さらに、村役人などが自分もしくはある特定個人のために普請を請願している場合があるので、普請の結果、誰の土地が最も利益を受けることになるかを充分検討すべきであるとし¹⁶⁾、普請見分に際して役人のなすべきことは、窮極的には「唯仕形を論じ持堪へ宜敷入用減候様ニ迄切礎候事歟¹⁷⁾」と述べているのである。要するに、普請願いの採用基準を厳しくし、村方の普請に要する藩の入用をできるだけ押さえ込もうとしているわけである。

このような普請入用の支給に対する領主側の変化はなぜ生じたのであろうか。この事情の一端は、「温故郡務録」所収の享保3年(1718)「諸郡覚書」中の一項の内容からある程度の推測をつけることができる。すなわち、

一、御先々代以来御鷹御用之橋、其外上使御用・御巡見御用杯ニ当分出来之橋、只今ニ至其儘有之、繕ひ掛替等も有之様ニ相聞候。御勝手向御差間ニ付、諸事御儉約被仰出候時節ニ候。其上郡中村方普請夫・諸材木の費・入役等大分儀有之候間、向後破損・繕・掛替共ニ吟味之上可被申聞候。申談破損・繕ひ・掛替申付ル橋も可有之候。品ニ寄右之通之橋者大小ニよらず以来繕ひ・掛替相止候様吟味可有之候¹⁸⁾。

とし、農耕の都合上どうしても修繕を要するときは越夫や他村からの諸材木の伐り出し等は願わず、1村内か、あるいは他村との申し合わせでこれを行なえと命じている¹⁹⁾。公用の橋の修繕・付け替えでさえ普請入用の支給を停止する旨を述べているのであって、文中からも察せられるように、

15) 享和期における村方への普請用の貸銀には、多額の場合は無利子3年年賦償還、他には利付年賦の才覚銀があった。(『芸備郡要集』82ページ)

16) 同 81ページ。

17) 同 82ページ。

18) 「温故郡務録」2 (『近世資料編Ⅱ』所収) 715～6ページ。

19) 同上

享保期に至って藩財政の破綻が生じ、財政支出の軽減をはかることがめざされていたため、公費負担となる普請入用の支給を押さえたのである。道橋普請とともに、灌漑施設改善に要する普請入用も、享保期から享和期に至るいずれかの時代に、その出費を制限する姿勢に藩側が転じたことは想像するにたたくない。

しかし、普請入用が制限されるに至った理由はこれのみに止まらなかったと思われる。普請入用は村方が借銀を申し出ない限り、結局のところ村割・郡割として農民から徴収されるのであるから、藩府の財政負担軽減のためという理由は間接的なものでしかありえない。普請入用を村割・郡割として農民に課すことの中に藩側は問題点を感じとっていたとみるべきである。現に「郡要集」もこの問題について、「下方の願元来不都合虚事ニは有之間敷候得共、其入用聞届ニ相成候時ハ村割述も外百姓共の一同惣持高の割附事故、万々真真正敷所ニ無之候而ハ一村難居合ニ付、纔の入用ニ而も割符調候品はしらへ糺候」²⁰⁾と述べ、普請入用が村割される場合、普請によって直接利益を受けない農民にも負担が及ぶ矛盾を指摘している。郡割になるような大規模な普請の場合はなおさらこの矛盾は拡大することになる。普請入用供出、ひいては普請そのものの制限に藩側が踏み切った直接の理由はおそらくこの点にあったのではなからうか。

さて、普請見分についていま1つ指摘しておかねばならない点は、代官出郡の主要目的は必ずしも普請所の実地見分のみであったわけではなかったことである。この点について「郡要集」は

春普請見分と云は先ツは大意にて其真実は郡村の治り并異義共は無之哉、御境村・御他領之趣都而何角其支配の居合見分之為出郡之事也。近在之外ハ廻村先キ又者郡元ニ而年礼請ケ、扱村々旧冬以来之趣、春ニ成耕作間合ニ者産業出精素より、田畑手入等不怠様之義を念比ニ演説、諸諸事宜導候事と見へたり²¹⁾。

20) 「芸備郡要集」81ページ

21) 同 82ページ。

と述べている。代官の出郡といっても普請所のすべてを見分するわけではなく、近在の他は郡元を訪ね、そこで年賀を受け、農民を教導するのであり、出郡の主要目的はむしろ郡村の状況視察にあったとみなければならないのである。

なお、普請見分の後、代官は視察報告書たる普請見分書を郡奉行・勘定奉行・郡廻りに提出するとともに、普請に必要とされる貸銀と村ごとに割賦する郡割・村割の仕分見積帳たる普請積帳を勘定所に提出しなければならなかった²²⁾。

III

2月における代官所所務についての「郡要集」の記述にはみるべきものがないので、続いて3月～6月における農政実務に関する検討にうつろう。

3月には前年度の種米利足の取立帳が提出される。言うところの種米とは作食米・牛銀・飢食米・肥し銀などととも、広島藩における救恤・勸農政策の一環として行なわれた農民に対する貸米銀の一種であった。広島藩における農民に対する貸米銀制度は災害・飢饉の都度、実施された救恤政策のうちのあるものが恒常化し、制度化される形で展開していき、やがて、藩はこの制度を通じて農民に対して高利貸としての姿をも現わすようになっていった。延宝2年(1674)における風水害の際の例をみると、各郡村の罹災者に対し1日につき2合の米麦の支給ないしは貸与を行ない。その他にも食糧を給し、また、使役に耐えられる者を復旧工事・山野の下刈り等に用い、夫飯米を給し、救小屋を設けて寄辺のない者を收容するなどの措置が講ぜられている。さらに、寛永16年(1639)の段階で、すでに、旱害の対策として各村へ高100石につき2石の作食米の貸付けがなされ、同時に、この時、牛の過半が死に絶えたため、作付けに窮する農民を救うために、村高100石につき4石ずつの牛代が貸与されたことが知られている²³⁾。

22) 同上

23) 『新修広島市史第3巻』341～2ページ。

浅野藩政初期において、勸農・救恤政策の一環としての性格を色濃く備えていた農民への貸米銀制度は、いつ頃、また、いかなる理由で、その性質と方向を変えていったのであろうか。この点は必ずしも明らかにしえないが、3割の利米で農民に強制的に貸し付け、毎年9月に元米を返納せしめていた貸米制度が、享保3年(1718)、農民側の強い要求によって元米貸し据え、利足2割に切り下げられたことが、「広島藩御覚帖」にみえている²⁴⁾。このことからみて、かなり早い時期からその傾向がみられたことは疑いを入れないであろうし、むしろ、貸米銀制度開始頭初からこの制度の展開を通して農民からの収奪の強化がめざされていたという解釈も充分成り立つものと思われる。

種米の貸与が必ずしも勸農政策としての性格を有していなかった別の証左として、貸し付けが毛付高に応じたものではなく、総石高を基準に実施されたという点を挙げておく必要がある。農民への種籾代の援助が主目的であるとすれば、種米は毛付高に応じて貸与されるのがふつうである。この点について、「郡要集」は「高を所務するには無之物成所務、其余者百姓作徳に候得共、其分江も種を貸し稻植附させ候建りにて高江種米貸与申事は至極之道理なり²⁵⁾」とし、種貸米制度が毛付地以外の土地での稲作を推進する政策としての意味をももつことを強調している。しかし、これはかなり牽強附会の説明と言わねばならないであろう。

24) 「広島藩御覚帖」2 <『広島県史近世資料編Ⅰ』(以下、『近世資料編Ⅰ』と略記する。) 所収> 125ページ。

広島浅野藩における種米貸付の償還方法の変遷過程について、永井弥六氏は次のような時代区分を試みておられる。

第1期 元米へ3割の利米を付し毎秋元利とも銀にて返還

第2期 (元禄年中よりか) 元米へ3割の利米を付し毎秋元利とも米にて返還

第3期 元米は貸据え3割の利米のみ毎秋米にて返還

第4期 (享保3年より) 元米は貸据え2割の利足のみ毎秋いずれとも勝手のものにて返還

(永井、前掲『広島藩農村考』55ページ。)

25) 「芸備郡要集」83ページ。

ところで、当月には勘定奉行より代官所へ配知差紙の達しがある。広島藩における給知制度に関しては当面関心をもたないので、必要最小限の説明に止めたいが、この配知差紙は先の種米利足取立てとも若干の関連をもっている点を指摘しておきたい。

配知差紙とは藩士に対する新知・加増・減封によって生じた各郡村の明知における年貢米収入の異同に関する報告書である。この報告書にもとづいて給人への鬮取り帳も公付されるわけであるが、給知の入れ替えによって生じた高の増減は給人によって農民に貸し付けられてあった種米の処理にも変化をもたらすことになる。もし、給主が減封された場合には、該当する給知村から元米利足ともに取立て、これを代官所から給主に戻し、新知の場合には、新たに給主から村方に種米が貸し付けられることになっていたのである²⁶⁾。

続いて、「郡要集」に拠りつつ4月における郡方所務の内容を分析していこう。

4月には、免組決定の後、免状渡しが実施された。まず、これに至る手順を簡単に述べておこう。先にも触れた1月初旬における土免採用の令達の後、2月中に代官は免組の案を作成し、郡廻りに提出する。郡廻りはこれを勘定奉行と協議の上、年寄の裁決を仰ぎ、決定された免目録に各代官立会いのもとに印免を行ない、これを代官に交付する。各代官はこれを勘定奉行・郡奉行のもとに持参するとともに、村ごとの免状を作成し、所轄の郡中を巡回して数ヶ村の庄屋を集め、これに村別の免状と門張りと呼ぶ庄屋宅門前に掲示するための回状を下付したのである²⁷⁾。

この免状渡しは原則として4月に実施されることになっていた。5・6月に延びる年もあったが、7月に及ぶことはなかった。それは、「免者春

26) 同上

なお、「芸藩志拾遺」2（『近世資料編Ⅰ』所収）287～8ページにも同じ内容の記述がみられる。

27) 「芸備郡要集」85ページ。「芸藩志拾遺」2（『近世資料編Ⅰ』所収）277～8ページ。『新修広島市史第2巻』228～9ページ。

の内極る建之所、秋免ニ相成候而者其年稲毛善悪見来候而免極る心故、土免之趣意に不叶秋免ニ成候故、七月迄延候事者無之²⁸⁾」ということであって、免組の時期が遅れ、春免を放棄して秋免を採用せざるを得なくなる事態を回避するためであった。

享和期における広島藩の免組に対する姿勢はいかなるものであったであろうか。「郡要集」はこの問に対してかなり明解な解答を与えてくれる史料である。この時期、当藩ではほとんど免組の変更がなく、定免制と変わらない措置が取られていたことを記した部分はすでに掲げたが²⁹⁾、村方が願い出てもなぜ免組の変更を実施しなかったのであろうか。凶作の年、いったん免下げを実施すれば、豊作になっても容易に免上げは行ないにくいので免組は例年固定しておくのが望ましいということは先に掲げた部分でも述べられていたが、その他の理由を述べている部分を掲げてみよう。

(前略) 免下ケニ而者外村ニも羨旁以難取斗故、大方者先下地之通ニ而被差置候。(中略) 尤一郡内村々ニ而上ケ下ケ惣辻之物成減ニさへ不相成候得者、村々ニ而上下の熟談成易く御代官見込ニ被任事と被考候得共、夫ニ而ハ下方請心如何敷村々盛衰見違之様ニ下方萌移り、貧ニも無之村も極難渋と申立、上御慈悲ニ縋りもたれ候意味も有之歟。兎角愚昧之百姓相手の勤故六ヶ敷事歟³⁰⁾。

要するに、免組に対する領主側の厳しい姿勢が伺い知れるのであって、農民へきわめて冷たいまなざしが向けられているという他はない。なお、作況がひじょうに悪く、免下げを回避しがたいときであっても仕向米と称する1年限りの米銀貸与でこれに代えるとも述べられており³¹⁾、領主側の免相固定への固執がどれほどのものであったかを知ることができる。

5月における農政上の実務には麦毛上見分があった。この手順および享保末期における麦作に関する領主側の姿勢についてはすでに別な機会に考

28) 「芸備郡要集」83～4ページ。

29) 本稿22～3ページ参照。

30) 「芸備郡要集」84ページ。

31) 同上

察し³²⁾、「郡要集」の記述もほとんどそれと異なるところがないので、続いて6月における所務の検討にうつることにしよう。

6月には前年度の年貢皆済勘定帳を提出することになっていた。なぜ当月にまで延引されたかといえ、郡によって残し米の制度が適用される地域がみられたからである。口屋番・蔵番など郡中在住の役人に扶持米を給する場合、村方から直接給付する体制がとられ、これが6月払切りとなっていたため、全藩における年貢皆済を待って年貢皆済勘定が実施されたのである。残し米の払切りが6月限となっていたのは7月には新米ができる村もみられたからであった³³⁾。

また、当月には粍歩米・職人水役銀・小物成・札役銀・厘米・竹代銀・蒲刈繫船米などの諸税の半方が取立てられ、上納されることになっていた。広島藩における高掛り物および諸運上銀の内容についてもすでに別の機会に表示しておいたので³⁴⁾詳しい検討は避けたいが、職人水役銀と小物成についてはさらに一考を要する。すなわち、職人水役銀は半農半工の場合、どのような形で徴収されたかという問題と、享保末期において、賦課上の諸矛盾が露呈し、その徴収方法の改善が叫ばれていた小物成は、享保期において、どのような姿勢と意図のもとに運用されていたかという問題について考察を試みてみたいのである。

広島藩では町方に住む職人の場合、家持ちを本役、借屋住みを半役として作事所の職人改帳に登録させていた。浅野藩政初期においては、本役は1月に2日、半役は1日の割合で藩の作事御用を勤めさせていたが、寛永16年(1639)には米代納、寛文11年(1671)には銀代納とし、水役銀とこれを称した。在方の職人は、本役の者は1人高5石、半役は2石5斗ずつ持高から差し引いた分に年貢が賦課され、さらに、本役は月2日、半役は月1日勤めに相当する水役銀の徴収を受けた。在方の職人の場合、本役と

32) 拙稿 前掲「広島藩における農政に関する基礎的考察(1)」743～4ページ参照。

33) 「芸備郡要集」87ページ。

34) 拙稿 前掲「広島藩における農政に関する基礎的考察(1)」748～9ページ。

半役の区別は、弟子持ちか否か、家持ちか否かという2つの基準でつけられていたとみられ、壹歩米・厘米は本役は5石、半役は2石5斗ずつそれぞれ持高から差し引いたところに賦課されていたと考えられる³⁵⁾。

さて、広島浅野藩における小物成は福島時代の仕法をそのまま受け継ぎ、各地域の産業上の変貌にもかかわらず、なんらの改革も実施されることなく同じ体制で運用され続けてきた。享保末期において藩主吉長はその仕法替の必要性を繰り返し説いている³⁶⁾。しかし、その後、約100年を経過した享和期においてもこの状況に変化はなかったものとみなければならぬ。「郡要集」はこの小物成について、

福島正則公御廻在之節村々ニ而粟・柿・漆又者川漁等之後所務を見込、小物成の唱ニて被召上候例と申伝え、今以先年之員数に不違上納仕るなり³⁷⁾。

あるいは別の箇所でも同じく

小物成も正則公御時代より相始候由。今以其形ニ而増減なし。村毎も出スなり。浮所務之綿・漆・茶・麻・楮・粟・柿・桑之実等ニ当候由³⁸⁾。と述べている。小物成の仕法に関して、その賦課上の矛盾を承知しつつ、なんらの施策も講じられなかった理由は想像に任せるしかないが、宝暦期頃から展開をみせ始め、化政期にその頂点を迎える藩専売制の実施となんらかの関連をもつものと考えられる。享保末期に、藩主吉長が小物成の仕法替を提唱した主な理由は、農村において新たに敦興しつつある諸産業の利潤を藩庫に吸収することにあつたとみられるが、その要望は専売制の推

35) この問題についての「芸備郡要集」52ページ、「広島藩御覚帖」2（『近世資料編Ⅰ』所収）127ページ、「芸藩志拾遺」3（同）299～300ページ、「温故郡務録」33（『近世資料編Ⅱ』所収）754ページ、および『新修広島市史第3巻』198ページの記述にはそれぞれ微妙なずれが感じられるが、一応上記のような結論を出しておいた。

36) 「芸州政基」——小物成之事——（『近世資料編Ⅱ』所収）774～5ページ。

37) 「芸備郡要集」52ページ。

38) 同 95ページ。

進にともなっている程度実現されていったと思われるのである。衰退あるいは消滅してしまった産業に小物成が賦課され続けた矛盾は、農民にとっては大きな苦痛であったとしても、藩府にとっては仕法替を急がねばならぬ大きな理由とはなりえなかったであろう。

6月には他に社倉貯麦取立て封印の見分が実施された。前年度の11月に社倉用として村方に貸し付けておいた麦を今年度の麦の収穫を待って利子とともに返済させ、これを歩行目付と代官所役人が出郡して見分したのである³⁹⁾。

III

前章に引き続き、享和期における広島藩の郡方年中所務に関する考察を続けよう。

7月および8月には宗門改めに関わる所務が実施された。例年8月1日に宗旨奉行が2手に分かれて出郡し、2日より執務を開始することになっていたが⁴⁰⁾、これに先立って、7月中に村方では寺請証文をまとめて村ごとの宗門改帳を作成しておくことが義務づけられていた。藩政初期においては、宗門改めはきわめて厳重な取扱いがなされていたが、享和期においては、宗旨奉行が例年各郡元を巡回して、そこに集められた改帳を検閲する程度の単なる事務的慣行に落ち込んでいたことが知られる。また、郡元を巡回した後、宗旨奉行は広島市の仏讓寺に赴き、郡中に旦那をもつ広島町諸寺の宗門改帳の検分を行っていた⁴¹⁾。

さて、8月からは請米が開始された。おそらく、この開始時期は早稲の

39) 「芸備郡要集」88ページ。

なお、広島藩における社倉については、さしあたり、畑中誠治「広島藩における社倉について」(『芸備地方史研究』15号 所収) および、「芸藩志拾遺」10・11(『近世資料編Ⅰ』所収) 434～489ページを参照。

40) 「温故郡務録」所収の享保3年付の「諸郡覚書」および「広島藩御覚帖」3では、宗旨奉行の出郡は9月となっている。『新修広島市史第2巻』では7・8月に宗旨改めが実施されると述べられているが、宗門改めの実施時期はおそらく時代によって異同がみられたのではなかろうか。

収穫期に合わされたものと思われるが、三津・竹原・忠海・尾道・三原の5つの藩の米蔵（いわゆる浦辺蔵所）において、浦辺奉行が下段の米蔵算用役・勘定所支配の番組を伴って貢米収納事務に当たったのである。三次支藩還付後には三次、さらには吉田にも米蔵が設けられ、三次米蔵へは蔵奉行が歩行組を引き連れ出張し、請米を行なった後、吉田米蔵へこれを回送することになっていた⁴²⁾。

広島藩における米蔵の所在地は時代によってかなりの変動がみられたが、この原因の一端は、藩政初期から採用され、幕末まで持ち越された広島藩の地方知行制つまり給知制度との関連にあったと考えられる。当藩の給知制度は享保17年(1752)から同20年(1755)、および宝暦4年(1754)から同6年(1756)の2度にわたって一時廃止されたことがあったが⁴³⁾、この間に年貢米上納の都合上、新たに藩の米蔵が創設され、給知制度の復活とともに廃止されたものも多かったのではなかろうか。「郡要集」もこの点について、「宝暦七年給知割無之已前^(註)者不残上ル収納故、矢野・大屋・本地・狩留家・木浜も請米所有之⁴⁴⁾」としている。

ところで、広島藩における村方からの年貢収納の手順とその後の貢米の取り扱い方法は次のように要約しうる。先にも触れたように、例年4月に村方に免状渡しが行なわれ、これを受けて村では免割帳が作成され、これにもとづいて村民個々に下札が交付される。もちろん、実際には下札の交

41) 「芸備郡要集」88ページ。

なお、享和期における郡元の所在地は以下の通りであった。

沼田郡一祇園町、安芸郡一海田市、佐伯郡一廿日市、山県郡一本地村、
高田郡一吉田町、高宮郡一可部町、賀茂郡一四日市、豊田郡一本郷町、
世羅郡一甲山町、三谿郡一吉舎町、奴可郡一西城町、三上郡一庄原町、
三次郡一三次町、恵蘇郡一宮内村

(「芸備郡要集」53ページ)

42) 「芸備郡要集」88ページ、および「芸藩志拾遺」2 (『近世資料編Ⅰ』所収) 183ページ。

43) 『新修広島市史第2巻』221ページ。

44) 「芸備郡要集」88ページ。

付を待って農民の年貢収納が開始されるわけではなく、貢米収納はそれ以前から始められ、それぞれ所定の藩の米蔵へ納入された。浦辺奉行および蔵奉行はこの収納された貢米の俵装・品質・容量の査定を行なったのである。享和期において、請米を終えた年貢米は、浦辺蔵所収納分については三原蔵収納米を除いてすべてただちに大坂に船で登せられ、大坂蔵屋敷勤番奉行の手に委ねられた。三原蔵収納米は世羅・三谿産の悪質米が含まれていたために広島蔵所に廻し米とされたのである⁴⁵⁾。

8月には、おそらく広島藩における農政所務のうち最も重要な位置を占めると考えられる枿突が実施された。請米も重要な郡方所務の1つではあったが、あらかじめ決定された免組に沿って所定の租米が収納されてくるわけであるから、これに従事する役人には一定の基準にもとづく慣行化した事務処理が要求されるだけであった。これに対して、枿突は、これによって翌年の免相が決定される以上、藩の財政基盤たる年貢収納量を根本的に左右する郡方所務であり、村方も自らの生活そのものに関わる所務であるだけに、厳しいまなざしでこれに臨んだであろう。「郡要集」もこの枿突の説明にはかなりの紙数を費しているので、以下、その内容について詳しく検討していくことにしよう。

稲の成熟期を見計らって代官所手付の者達は枿突のために出郡する。これに先立って村方では庄屋が坪刈りを実施し、1坪あたりの収穫見積量を算定した下見帳を用意しておく。番組は出郡してこの下見帳と自ら実施した坪刈りの結果とを比較検討するのである⁴⁶⁾。

このような坪刈りによる収穫量の算定は当然不合理な側面をともなっている。この点について「郡要集」は

纔ニ壹歩之内稲毛を刈、夫を惣畝ニ概し候而者真実の善悪は難知道理
あれ共、左候得者逆多き畝を悉刈訳も難成、善悪を見には不当といへと

45) 同上

46) 同 89ページ。

も遠からずと申譬に等しく候歟⁴⁷⁾。

と述べている。また、必ずしも査定された実収量が榊突有米とされたわけではなく、できるだけ平年作の収量に近づくように操作されたことも知られる。その点について触れている部分を冗長さを厭わず掲げてみよう。

尤出来至^(候)而不宜去年^ニ而拔群出来劣^リ榊突^ニ而も既に下^リを其儘実^ニ下^リ候^而者御物成^ニも不足^ニ及、依之百姓共もたれ掛^リ取納及渋滞候^而者如何^ニ付、真実之下^リに^而も扱^ルの毛を強くもませ不^申候。其榊目をもあせ^リ候^而拔群の出来劣^ニ者不当様^ニ取斗、并出来増余^ノ分之米有^リ迎^ムも又其通^ニも不^申榊、格別上^リ下^リ無^ク之少宛之高下^ニ榊突取斗候義御代官之口伝、番組之心得も有^ル之事。夫^ニ而格別之豊凶も其名目を不^附、宜年とて多分御所務取立にも元来無^ク之候得共、出来実成悪歟候^得者百姓共難^決申立、御役方^ニ歎出、諸事悔筋^而申出、もたれ掛^レ候心持有^之故、此防には不作をも能^作也と見請候趣^ニ御役方^ハ申成候事有^之也⁴⁸⁾。

文面からみる限り、有米査定に関してきわめて姑息な手段を取っているとしか言いようがない。これでは、別な箇所でも、榊突有米を出す際、「村立善悪・運送地理・陽地陰地・持き浮儲之有無・百姓居り・山川の働・肥草・田畑土地^者勿論、畝数広狭・人数の趣・牛馬船等之有無・市町売買・他所^ノ之出入⁴⁹⁾」等をも考慮すべきであると述べていることも、査定の公平を期すための諸条件を提示しているというよりも、むしろ、公定収獲見積量を平年作に近づけるための諸条件を列挙しているとしか受け取りがたい。

榊突有米を出すに当たって藩側はなぜかくも平年作にならすことに固執したのであろうか。凶作時におけるこの措置は例年通りの年貢収納量を確保するためであるということで一応の説明はつけられるが、豊作時においても同じ姿勢がとられていたことをいかに解釈すべきであらうか。この理由として考えられるのは、享和期において、すでに土免制は有名無実化し

47) 同上

48) 同上

49) 同 91ページ

ており、実質的には定免制に移行していたとみなされる状態が招来されていたということである。享保期、藩主吉長によって実施にうつされた定免制の採用は、惣百姓一揆の対抗の前にきわめて短期のうちにその終止符が打たれたが、享和期において、ほとんど済崩しのうちに、また暗黙裏のうちに、藩府が望んで止まなかった定免制への復帰は事実上果たされていたとみるべきであろう。

ところで、このほとんど定免取と異なるところがなかった免相決定の方法も、見付願が村方から提出され、これが受理された場合は変更されねばならなかった。しかし、この見付願を拒否するためにもきわめて巧妙な手段が用いられた。見付願が提出された村には郡廻り・代官・歩行目付・小人目付・勘定所役人が赴き、枿突を実施し実情を査定することになっていったが⁵⁰⁾、その際、合穂枿突は「村中見廻り宜敷出来候所江右之枿を入⁵¹⁾」れるのである。これでは村中が相当損毛に及んでいない限り願いが受理される結果を得ることは不可能である。さらに、「郡要集」は

扱其耆畝宛ニ稻毛見定、上穂・中穂・下穂と定、譬者上耆耆升何程与其次第一一を定、尤村惣畝之内百姓共家を建、又畝作ニ仕替、其外便利之為雨池又ハ水道杯附候所々、現在稻毛耆植附無之候得共、百姓共勝手⁽⁸⁸⁾の為仕替候事故、右等之畝数相改上畝之毛附畝ニ究る也⁵²⁾。

とも述べている。文面だけからでは、畝替えその他の結果生じていた毛付畝の減少分も年貢収納基準としての持高に算入するという程度の内容しか読みとることはできないが、これは相当大きな問題を含んでいると考えねばならない。すなわち、これに続いて、

猶又右見附耆村方之畝丁御本帳江不引合しては御聞届無之御建り也⁵³⁾。

50) 同 89～90ページ。

51) 同 90ページ。

52) 同上

53) 同上

とも述べているのである。要するに、御本帳すなわち慶長6年(1601)、寛永15年(1638)および正徳3年(1646)における検地帳もしくは地詰帳に記載されている畝高と現実の畝高が完全に一致しない限り見付願は受理されないとしているのである。

広島浅野藩制下の農村では、いわゆる御本帳に沿って村高が固定され続けたために、川成・掛下げ・溝下などになってしまった土地や、慶長6年度検地の際、村勢に応じて無理に高増しされた分である上り高、さらには、寛永15年度検地の際、高増しされた分とみられる古荒を村民全員が闕高として共同で負担していた⁵⁴⁾。この闕高を減少すべく実施されたのが村方の手によって推進された荒所起し・畝替・雨池造成であったのである。「郡要集」はこのような村方の努力をほとんど評価していないばかりか、「百姓共勝手之為」と決めつけ、これを見付拒否の手段として用いるように説いている。まったく苛醇な政策であるという以外に他の言葉は見当たらない⁵⁵⁾。

藩側がかくも厳しい姿勢で見付に臨んだ理由はどこに求められるべきであろうか。もちろん、実質的な定免取への執着とそれを通じての例年における一定の年貢取納量の確保にその根本的な理由があったことは疑いを入

54) 永井 前掲『広島藩農村考』16～22ページ。

なお、上り高については、「芸備郡要集」95ページにその説明がある。

55) なお、見付が実施された場合、畑地および屋敷地の取扱いはどのようになされたかについて付記しておきたい。「芸藩志拾遺」2 所収史料には次のような関連条項がみられる。

一、島屋敷者 御定法之通土御免上納可仕候事。(「起請文前書之事」)

一、田方を島に致し候ハ、概合穂掛ケ可申事。(「見付願書之覚」)

一、島方を田方に致し候ハ、是又土免を掛可申事。(同)

一、島高・屋敷高へハ本免懸り候条、此旨可得其意候。又 新屋敷地ニ 相成候分者 素
々 島屋敷同前故土免懸候事。(同)

<「芸藩志拾遺」2 (『近世資料編Ⅱ』所収) 274・5ページ。>

これらの条項から畑地および屋敷地へは見付の際にも土免がかけられていたことが知られる。田から畑へ転換された土地については、田方なみに扱われ、合穂樹突が行なわれ、秋免がかけられたのである。

れないが、「郡要集」はその他にも種々の間接的な理由を列挙している。以下、それらの諸点について検討を加えてみよう。

藩府が見付を極力回避することに努めた間接的な理由として、まず第1に、見付後に生じがちであった村方の疲弊に対する懸念があったことが挙げられる。この点については「温故郡務録」所収の天明2年(1782)付「郡方支配之古法聞書」の記述が要領を得ているのでそれを掲げてみたい。

見付之時ハ四分六分ニ分り申御制法ニ候へハ、四分之内ニテ送駄賃間米諸役等地下之入用迄を出す事ニ候。四分ニテ相当仕義ハ難成ものニ候。^(ママ)連を目違之所ニテ升突被成候へハ、不存寄残畝ニなき米過分にかさみ、四分米ハ不被下様ニもなるものニ候⁵⁶⁾。

見付願が受理され、秋免になった場合、枳突の結果を通じて見積もられた収量の6割が年貢として収納されたことが知られる。その際、枳突のために出郡する役人の出張・賄費用がすべて村持ちになっているため、枳突に目違いがあって高めに収穫高が算定された場合、4割の農民の作徳も、結局、領主側に収納されてしまうことになりかねないとしているのである。「郡要集」も同じ点を指摘し、さらに、見付にともなう危険性を村方はあらかじめ承知しているのであるから、見付実施の後、その村がいかに困窮に及ぼうとも放置する定めであると農民を威嚇することを忘れていない⁵⁷⁾。

領主側が村方からの見付願を容易に受理しなかった間接的な第2の理由として、農村における棉作などの商品作物生産の展開を通じて農民の手元にある程度の剰余が残されるに至ったと領主側が認識していた点が挙げられる。これについては、

稲を可植田地へ著木綿を植彼是と畝数を差ひ、其外夏作大豆・小豆・煙草都而夏作ハ年貢も不掛作り取ニ致し置、秋作之稲而日にて貢納る事ニ付、譬稲作不出来ニ候共是迄宜節徳分を得候事故、老年・武年不作迎見附を願出御厄介御面倒ニ掛り候事、下として可願事ニ無之⁵⁸⁾。

56) 「温故郡務録」1 (『近世資料編Ⅱ』所収) 712ページ。

57) 「芸備郡要集」90ページ。

58) 同 90～91ページ。

と述べ、「稲を植候田木綿を植候事ニ余程徳用⁵⁹⁾」と棉作に従事する農民の利益が多大であることを強調している。いわゆる商業的農業の展開を通じて農民的剰余が成立したとするこのような「郡要集」の見解は注目に値する⁶⁰⁾。しかし、実綿・繰綿をはじめ多くの商品作物の商事売買は早くから専売仕法類似の体系の中に繰り込まれており、領主側もそれなりに新たに生じつつあった農民的剰余の吸収に努めてきたことも事実である。この意味で、農民の手元に一定の剰余の留保がみられる点をとらえて見付を回避しようとする姿勢は一方向的に過ぎると言わねばならないであろう。

見付願拒否の第3の間接的な理由として、藩が設置した農民への利貸制度あるいは民間からの借銀の効果に対して、領主側が過大な信頼を置いていた点が挙げられる。「郡要集」はこの点について、

警不足ニ候共先者見付願不出、下方才覚を以相足し、其上ニ而難足時ハ才覚銀敷出借上上納仕る也⁶¹⁾。

と述べ、あるいは免について触れている別の箇所でも、

不作ニ而年貢難出分ハ町方ニ而米銀才覚御代官^(免下げをさす一筆者)借請を以先当納者濟セ置、右之米銀返済仕、年々宥かに少し宛出ス事ニ而済来居候。是大概之事ニ而ハ右之趣ニは難行、又其年之作毛何程宜敷迎も免米之外被召上候者ニ無之候得者、実之不作ニても御宥可有之事も無之候⁶²⁾。

と断じている。農民達はいかなる不作であろうとも、ほとんどの場合、見付願を拒否され、自らの才覚で、あるいは代官所で借銀をし、例年通りの年貢収納を果たす以外に手立てはなかったのである。

59) 同 91ページ。

60) これに関連して想起されるのは、農民的剰余の成立期をめぐる戦わされてきた論争である。すなわち、近世初期(寛文・延宝期以前)においては幕府領主が農民の全剰余労働を収奪していたとみなす見解と近世初期から農民の手元に一定の剰余の留保が可能であったとする見解が現在も対立している。この問題についてなんらかの見解を述べるに足る用意を現在のところもっていないが、地主制の成立の問題とも関連しているだけに難問題であると言わざるを得ない。

61) 「芸備郡要集」90ページ。

62) 同 51ページ。

しかも、農民にとって年貢納入に際しての借銀は急場を凌ぐ一時的な解決策でしかありえなかったことも明らかである。先に掲げた「温故郡務録」所収の天明2年（1782）付「郡方支配古法之聞書」は、このような借銀の利子が蒿み、牛馬・子供を売り、家財を質に入れ、ついには家田地に難れるような追上げ百姓が藩内で続出している事実に触れ、見付願の寛容な取扱いと強引な年貢皆済催促の猶予を郡方役人に要望している⁶³⁾。

ところで、定免取と変らぬ方法で免相が決定され、凶作時における見付も実施されなかったにもかかわらず、枡突のための代官役人の出郡はなぜ例年継続して実施されたのであろうか。この点について「郡要集」は「枡突者是を以有丈ヶ四歩・六歩の法を以取立候事二者無之、御年貢たけ有之所を定置候為にて追而のせり立にも宜敷也⁶⁴⁾。」と述べている。領主側にとって農民の作徳の有無は問題外であり、例年通りの年貢収納の可能性を確認することのみが枡突に従事する役人の責務だったのである。

IV

前章までの考察を通じて、享和期における広島浅野藩の1月から8月に至る農政所務の内容が一応明らかになった。続いて、9月～12月における郡方所務の内容を検討することしよう。

9月には、すでに述べた壱歩米・職人水役銀・小物成・札役銀・厘米・竹代銀・蒲刈繫船来などの高掛り物および諸運上銀の6月上納分の残り半分を取り立て皆済させることになっていた。これらは米蔵・銀蔵に納め置き、請取手形を一応取っておき、10月に請切手に仕替え、勘定帳とともに勘定所へ提出するのである⁶⁵⁾。

また、「郡要集」は、当月は年貢米収納の最中なので、迫り立て、催足のために代官所手付達はたびたび出郡するとしている⁶⁶⁾。興味深いのは、

63) 「温故郡務録」2（『近世資料編Ⅱ』所収）112～3ページ。

64) 「芸備郡要集」91ページ。

65) 同上

66) 同上

「享保比迄著郡村ニ依而者取立方別而六ヶ敷、依之手附共数度罷出セリ立候事と聞候処、追々村々共相勤、近年ニ而者互ニ早皆済を心懸亦出精諸郡一統也⁶⁷⁾。」と述べている点である。周知のごとく、享保3年(1718)には広島藩において全藩的規模の百姓一揆が展開されたが、この時期をピークとして農民の抵抗が弱まり、年貢収納が容易になったとみているのである。もちろん、「郡要集」も享保期以降に敦発した農民騒擾を無視しているわけではない。別な箇所、享保の大一揆後の農民一揆は4度を数えるとし、宝暦5・6年(1755・6)および安永3年(1774)の百姓一揆については若干詳しい説明を行なっている⁶⁸⁾。しかし、そもそも「郡要集」は農民一揆そのものを藩財政の基盤たる年貢収納ひいては藩政展開の成否にかかわる重大事として窮極的には受け止めていないのである。それは、

租税軽く候得者騒立之案も無之事ニ候得共、其通ニも難成、尤騒立ニ不構敵敷取立と申事者更ニ無之候得共、時ニ臨一犬吼れば万犬と申譬ニ等しき敷。跡ニ而夫々敵重御糺明有之処、上を恨奉る筋も無之、御役人荒所務と申事も無之、終ニ何之訳も無之溢れ者共心得違ひニ陥り、其頭取共ハ四度年獄門又は刎首ニ被行候事也⁶⁹⁾。

という文面から明瞭に読みとることができる。最終的には藩権力の前に屈服していかざるを得ない農民の弱点を心憎いほど見通していると言えるであろう。さらに、「郡要集」はこれに続いて、百姓一揆に際しての代官所役人の心労の深さについて語り、「仁信なくしてはおさめ難きもの敷」と一応は結論しつつも、「郡村を治るには法則悪しては難済と申内、法令にのみなつミ候而ハ真実之所難行届、又定法なくして目当を失ひ格式といへば格別と云事も有、皆人の得手取手別而愚昧之農人也⁷⁰⁾。」と迂遠的な論理を展開している。農民＝愚民という認識がこの論理の根幹を占めているこ

67) 同 91～2 ページ。

68) 同 98 ページ。

69) 同 98～9 ページ。

70) 同 99 ページ。

とはあらためて指摘するには及ばないであろう。

10月における代官所の農政実務については「郡要集」はまったく触れておらず、この月に関する記述は農事および広島町の法思講の説明に主眼が置かれている。したがって、続いて霜月すなわち11月における郡方所務の内容をみることにしよう。

霜月における最も主要な郡方所務は年貢払中勘定であった。永井弥六氏は中勘定と称する理由を9月勘定と暮勘定の中間に位置することに求めておられるが⁷¹⁾、この推測はおそらく当たっていると思われる。当月に年貢上納の一応の区切りを置き、代官所は、自らはもちろん、割庄屋・庄屋をも誘導して一般農民に強く皆済を迫らせたのである。「郡要集」は皆済の手柄を急ぐあまり、代官所役人はもちろん庄屋までもが事情を顧みることなく強引な催足を行ないすぎる傾向があると論じている⁷²⁾。年貢皆済の後、割庄屋以下、村々庄屋が郡元において一同に会する慣行があったために⁷³⁾、庄屋達は体面を恐れてこのような挙に出ざるを得なかったものと思われるが、さすがに、「郡要集」の著者の目にも看過しがたい状況と映じたのであろう。

また、当月には一種の慣行として佐伯郡上田家給知吉和村から初雪注進が行なわれた⁷⁴⁾。

極月すなわち12月における郡方所務には大別して3つのものがあった。すなわち、飢饉に備えて実施されていた村方からの備荒食糧保管に関する書付の受理、同じく村方からの普願とそれに要する夫積帳の受け取り、ならびに諸運上銀の最終的な取り立てと貸米銀の年賦取り立てである。

まず、備荒食糧については、「郡々共木の実・物の実取置候注進⁷⁵⁾」としていることから藩府が村方の自主性に委ねながらも備荒食糧の収集・保

71) 永井 前掲『広島藩農村考』57ページ。

72) 「芸備郡要集」92ページ。

73) 永井 前掲『広島藩農村考』57ページ。

74) 「芸備郡要集」93ページ。

75) 同上

管につとめていたことが知られるが、先にも掲げた「温故郡務録」所収の享保3年「諸郡覚書」には、「前々ハ毎年十月頃村々ノ帳面差出、目録被相調被差出候へ共、向後其儀ニ及申間敷候⁷⁶⁾。」という記述がみられる。享保期に廃止され再び復活をみたという推測が成り立つとしても、享和期において、どの程度の制度化が実現されていたかは疑問視されるところである。

普請願とその後の手続きについてはすでに触れたが、貸米銀については「郡要集」の記述から焼家にも銀が貸与されたことが知られる⁷⁷⁾。焼家御救銀と称し、無利子10ヶ年年賦で償還させたようであるが⁷⁸⁾、その他にも、申請にもとづいて建築用の竹木類を藩府が支給ないし貸し下げる施策も講じられていた。この点について、「広島藩御覚帖」2に

一、焼家小屋一軒分入用

柱八本 桁棟木五本 かう竹貳足 藁三拾束 縄貳足
右郡々之内類焼ニ逢候得ハ焼家へ相渡り候分、其趣ニ随ひ近方二三郡又ハ四五郡ニ割賦ニ仕出申候⁷⁹⁾。

という一項がみられる。竹木類は藩有林たる建山から下げ渡されることもあったが⁸⁰⁾、主として藩有林所在村落に限られ、一般にはその費用が郡割として近隣諸郡に割賦されていたものとみられる。

む す び

最後に、これまでの考察の結果得られた諸点を整理し、むすびとしたい。

76) 「温故郡務録」2 (『近世資料編Ⅱ』所収) 718ページ。

77) 「芸備郡要集」93ページ。

78) 「広島藩御覚帖」5 (『近世資料編Ⅰ』所収) 177ページ。

79) 同 2 126ページ。

80) 広島藩における藩有林の利用方法については、拙稿「前掲「広島藩における林野政策に関する基礎的考察(1)」105～14ページ、特にこの問題については113ページを参照。

「郡要集」の内容からみる限り、享和期における広島浅野藩の農政は弛緩の極みにあったとする他はない。享和期からの懸案であった小物成の仕法替は実施されておらず、藩財政の潤沢を促すためとはいえ浅野藩初期に勸農政策の一環として出発した米銀貸与制度は高利貸的色彩を強めている。さらに、村方による普請についても同様の傾向がみられる。すなわち、一方で荒地の毛付地への復元と新開地の増加を期待しつつも、藩財政の逼迫という事情から、あるいは、窮極的には普請入用を村割・郡割に転嫁する際生じる矛盾から、村方からの普請願を極力抑止する姿勢に転じている。

また、「郡要集」における村方への姿勢はきわめて厳しいもので貫ぬかれている。しかし、これをもって享和期において広島藩では農民統制の強化がはかられたなどは結論づけることはできないと思われる。幕藩体制が身分社会を基礎として成立している限り、藩政初期から農民に対する蔑視を礎として農政が展開されてきたのはむしろ当然のこととしなければならぬであろう。問題とすべきは、「温故郡務録」所収文書などがどちらかと言えば農民への懐柔策を説く傾向がみられるのに対して、「郡要集」は農民に対し一貫して冷厳なまなざしを継続している点である。このような村方への姿勢の差異は著者の立場上の相違から生じているものと思われる。たび重なる百姓一揆の経験から農民側の意向を一応は汲み取る姿勢を示しつつ、長期的にはこれを懐柔し、現状に馴致させていこうとする上層役人と、現場にあって日々農民と現実 접촉し、農民の性向を踏まえながら、とにかくその場その場をやりこなしていかざるを得ない中下層役人の視点はおのずから異なるものとならざるを得ないであろう。この意味で、「郡要集」の著者は徹底した農政の実務家として位置づけられる。もちろん、享和期における藩内各郡の経済力分析を行なうなど、彼もそれなりの広い視野を持合わせてはいる。しかし、彼を言葉の正しい意味で「地方巧者」と呼ぶにはあまりにもヴィジョンが不足していると言わねばならないであろう。

ともあれ、この実務家の眼からみた広島藩における享和期の農政は名を捨てて実を取る姿勢で展開されていたといえるであろう。租税負担の公平化と税収入の増加をはかるべく実施が期待されていた全藩的規模の地概は実現せず、租税収入の安定をめざして企図されていた定免制への移行も、最終的には既存の制度を改変することなく現実の制度の適宜な運用を通じて済崩しのうちに実現している。

さらに、すでにみてきた多くの郡方所務の事務的慣行への傾斜も広島藩の享和期における農政の消極性の証左として受け止めねばならない。この事実は藩役人の職掌の細分化と明確化という視点からみれば、一方ではたしかに藩体制内における官僚制実現の表象として位置づけられる側面をもっている。しかし、この時期において、ほとんど新たな農政上の施策の展開がみられないという事実の前には、農政の弛緩を示顯するものとして理解する他はないと思われる。結局のところ、藩政の基調が緊縮政策から殖産政策へと転回を遂げつつあるまさにターニング・ポイントに位置していた広島藩の享和期における農政は停滞の中に埋没していたと評価せざるを得ないであろう。